

自閉症・情緒障害 特別支援学級 保護者向け説明会

令和8年7月5日(日)

新宿区 教育委員会事務局

教育支援課

特別支援教育係

はじめに

新宿区では、令和9年4月に小学校1校と中学校1校、令和10年4月に小学校1校に、「自閉症・情緒障害特別支援学級」を設置します。

この説明会では、入級を検討されている皆様に、本学級の概要、学習および指導内容についてご説明いたします。

目次

- 01 学級概要
- 02 入級基準について
- 03 就学相談について
- 04 学習及び指導内容
- 05 通学等について



01

学級概要

自閉症・情緒障害特別支援学級とは

- 知的発達に遅れがなく、自閉症やそれに類するものや選択性かん黙等があり、通常の学級の指導では十分な成果を上げることが難しい児童・生徒のために、少人数(1学級あたり8名以内)で指導する学級です。
- 1学級8名以内の小集団のなかで、情緒の安定やコミュニケーション能力の育成を目指します。

●自閉症とは …

他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする発達の障害のこと

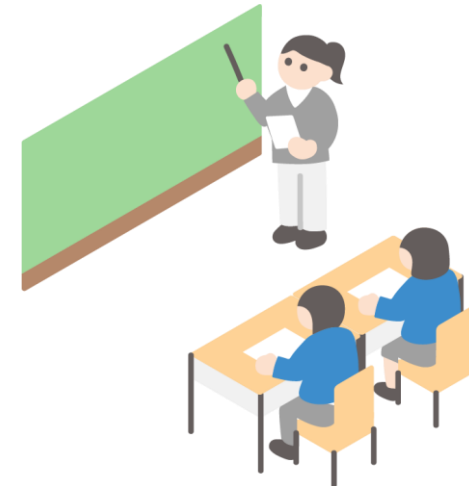
●選択性かん黙とは …

一般に、発生器官等に明らかな器質的・機能的な障害はないが、心理的な要因により、特定の状況(例えば、家族や慣れた人以外の人に対して、あるいは家庭の外等)で音声や言葉を出せず、生活に支障がある状態

(いずれも文部科学省資料より引用)

学習内容について

通常の学級と同じ教科書を使って学年相応の授業を行います。学習の一部を「自立活動」の時間に設定し、児童・生徒の障害の状態や発達の段階に応じて、必要な内容を授業で行います。



自立活動について

- 「**自立活動**」とは、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための教育活動のことです。社会性の学習内容である「対人関係に関する内容」と「ソーシャルスキルに関する内容」に関連させながら、例えば体の動かし方や話し方、友達と仲良くする方法、自分の気持ちを落ち着かせる方法などを学びます。

特別支援教室(まなびの教室)との違い

- 特別支援教室「まなびの教室」:通常¹の学級に在籍し、在籍校の教室で、週1～2回程度、発達障害等(診断の有無にかかわらず、疑いや傾向を含む)による学習上または生活上の困難を改善・克服するための指導を行います。
- 自閉症・情緒障害特別支援学級:特別支援学級(固定学級)に在籍し、日常的に1学級8名以内の小集団で指導を受けます。なお、自閉症・情緒障害特別支援学級では特別支援学級(固定学級)に在籍することになるため、現在の在籍校から設置校への転学が必要です。

設置予定校について

【令和9年4月設置】

- 区立天神小学校（新宿6-14-2）
- 区立新宿中学校（新宿6-15-22）

【令和10年4月設置】

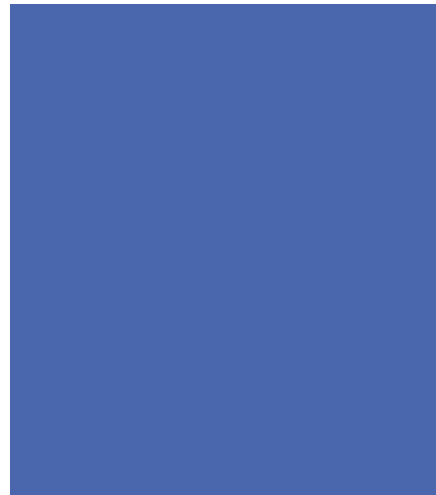
- 区立鶴巻小学校（早稲田鶴巻町140）



学区域について

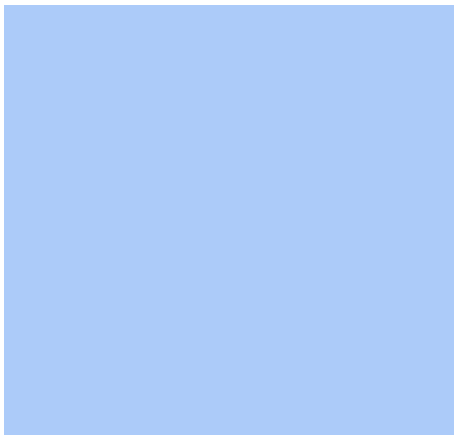
- 学区域は新宿区内全域です。
- 小学生は、通学中の安全性を考慮し、保護者等による送迎が必要です。
- 中学生は一人で通学することを想定しています。
- 送迎にあたっては、徒歩または公共交通機関をご利用ください。

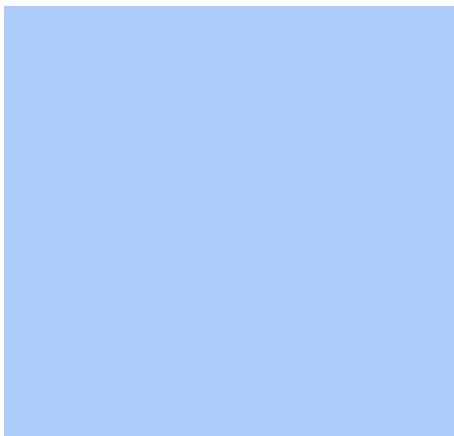
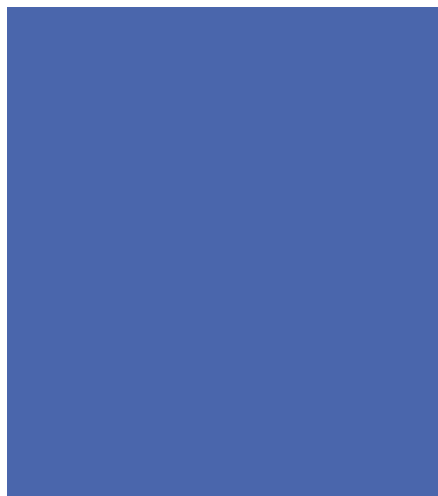
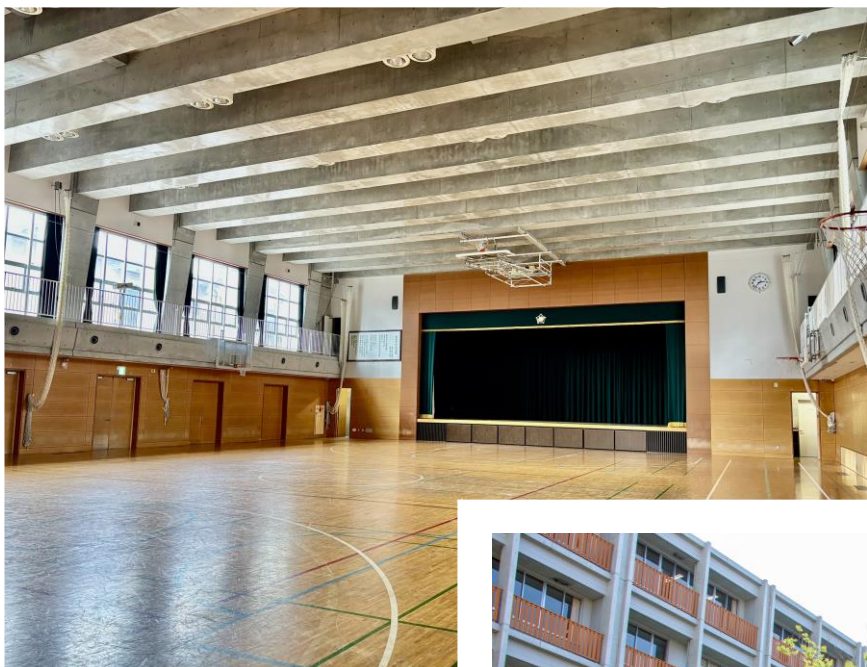




天神小学校

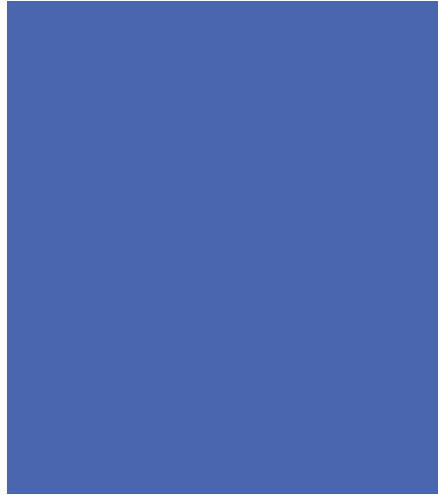
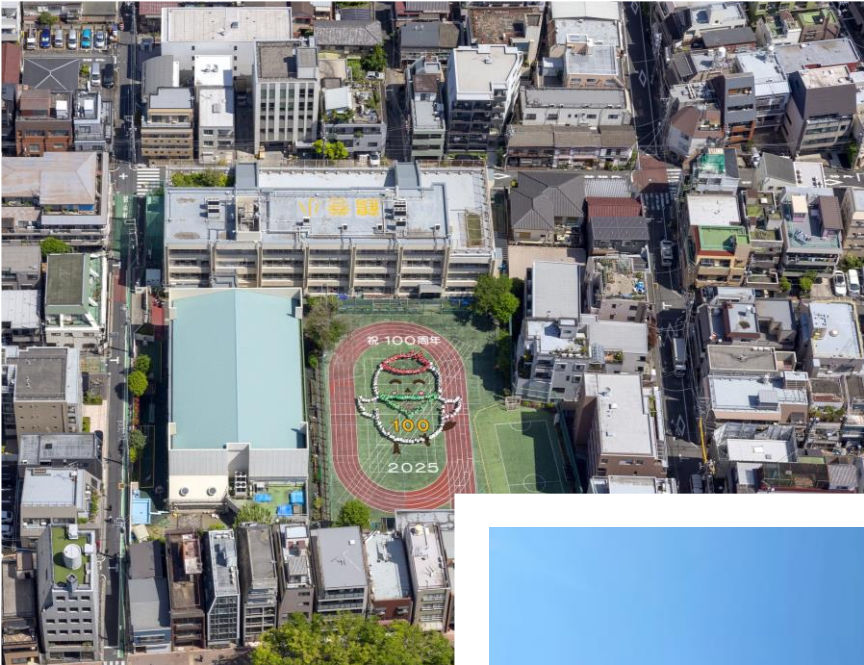
- 住所:新宿6-14-2
東新宿駅から徒歩5分
(都営大江戸線・
東京メトロ副都心線)
- 在籍:6学級182名
- 開門時間:8時10分





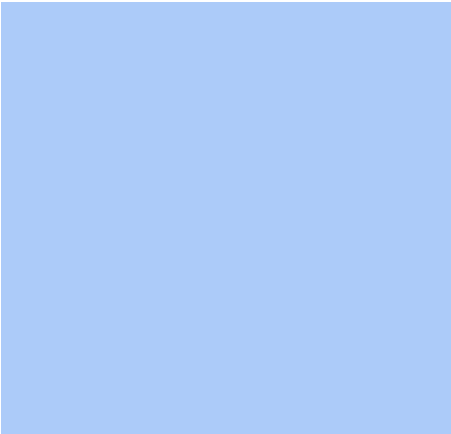
新宿中学校

- 住所:新宿6-15-22
東新宿駅から徒歩5分
(都営大江戸線・
東京メトロ副都心線)
- 在籍:10学級341名
- 特別支援学級(知的):
若草学級 4学級29名
- 開門時間:8時00分



鶴巻小学校

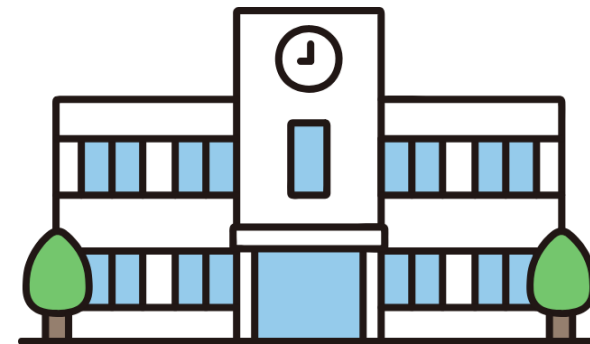
- 住所: 早稲田鶴巻町140
早稲田駅から徒歩5分
(東京メトロ東西線)
- 在籍: 7学級171名
- 開門時間: 8時15分



教室環境について

既存校舎を改修し、教室内に可動式間仕切り等を設置して、特別支援学級の教室、クールダウンスペース等を整備します。

パーティションやホワイトボード等の備品を購入し、発達の特徴のある児童・生徒が見通しをもって円滑に活動できる環境を整えます。



02

入級基準について

対象となる児童・生徒

知的発達が遅れがなく、次の①または②に該当(文部科学省の通知に基づく)する児童・生徒が対象です

- ① 自閉症またはそれに類するもので、他人との意思疎通および対人関係の形成が困難である程度のもの
- ② 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のもの

※主たる障害が**自閉症**や情緒障害＜**選択性かん黙等**＞であること

(医師の診断書が必要)

入級基準に関する留意点①

- ・ 主たる障害が注意欠陥多動性障害(ADHD)と学習障害(LD)は特別支援教室「まなびの教室」の指導対象です。
- ・ 「多動」や「他害」と見なされる行動がある場合は、特別支援教室「まなびの教室」の指導対象です。

※自閉症・情緒障害特別支援学級は、「多動」「他害」のある児童・生徒のための学級ではなく、静かで落ち着いた環境が必要な児童・生徒のための学級です。

入級基準に関する留意点②

- ・不登校の場合、その主たる要因が自閉症又は選択性かん黙等による困難さの場合は対象となります。ただし、登校実績が全くない等の理由により、在籍校での学習・生活状況を把握できないことや、相談員による行動観察が行えない場合には、入級適否の判断ができないことから対象になりません。
- ・就学予定者(新小学校1年生)は対象となります。

入級基準に関するQ&A

- 「知的発達の遅れがなく」とは具体的な基準はありますか？

心理検査の結果だけで判断するのではなく、医師の診断や園や学校での様子等を確認したうえで判断します。

03

就学相談について

入級を希望する場合は…

- 令和9年4月に区立小学校へ入学予定の方

令和8年9月30日までに「就学相談」にお申込みください。

- 現在区立小・中学校に在籍していて、自閉症・情緒障害特別支援学級へ入級・転学を希望する方

在籍校にご相談のうえ、令和8年9月30日までに「就学相談」にお申し込みください。教育委員会から在籍校に情報提供を依頼します。

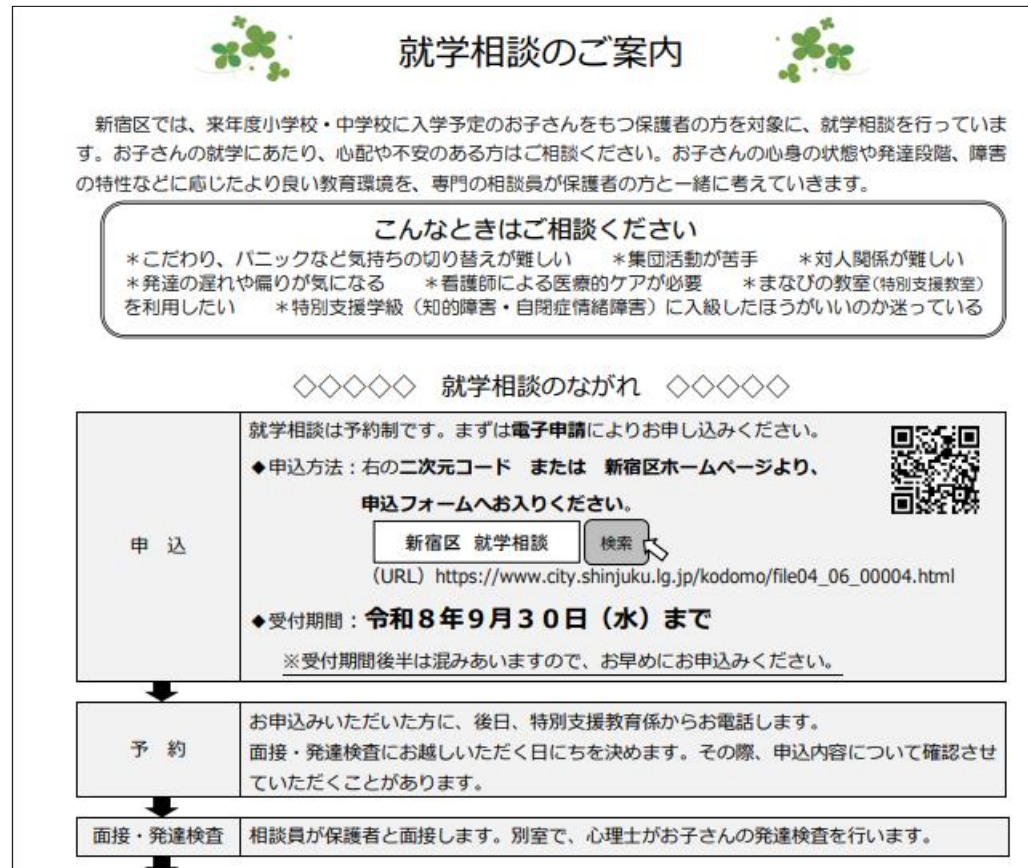
就学相談の流れ

9月30日
まで！

- ① 就学相談の申込（電子フォームからの申請）
- ② 保護者との面接
- ③ お子さんの心理検査(WISC-V)
- ④ 在籍園・校からの情報提供
- ⑤ 相談員による在籍園・校での行動観察
- ⑥ 合同観察会
- ※⑥の前までに**医師の診断書**をご提出ください。
- ⑦ 就学支援委員会での審議
- ⑧ 就学先の決定



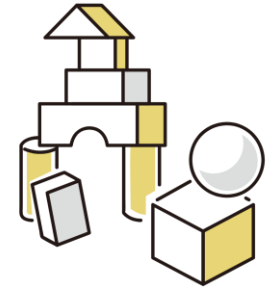
就学相談の流れ



◀ 別紙の「**就学相談のご案内**」も
合わせてご確認ください。



心理検査（WISC）について



- 他の医療機関や検査機関で心理検査を受けている場合には、その結果報告書の提出が可能です。**原則2年以内**（令和8年度の就学相談に申し込む場合は令和6年4月1日以降）の心理検査（WISC-IVまたはWISC-V）の結果報告書をご提出ください。
- 2年以内の心理検査（WISC-IVまたはWISC-V）の結果報告書がない方は、就学相談の過程で心理検査（WISC-V）を受けることもできます。

医師の診断書について

- 所定の様式はありますが、以下の内容について確認できれば、様式は問いません。

児童・生徒名、診断名(主たる障害が**自閉症**や情緒障害 <**選択性かん黙等**> であること)、知的障害の有無、症状や治療、作成年月日、病院名、診療科目名、主治医名、服薬がある場合は服薬の内容

- **原則1年以内**(令和8年度の就学相談に申し込む場合は令和7年4月1日以降)の診断書をご提出ください。

入級の判定について

- 判定については、保護者との面接、心理検査(WISC-V)、在籍園・校及び保護者からの提出書類、行動観察、医師の診断書、合同観察会等に基づき、学識経験者、心理士、教育関係者等で構成される「就学支援委員会」において、総合的に入級の審議を行います。
- 審議の結果、入級対象外となる場合もありますのでご了承ください。



就学相談に関するQ&A①

- 入級時期はいつですか？年度途中の入級はできますか？

申込の翌年度4月1日です。原則、年度途中の入級はできません。

- 入級できなかった場合はどうなりますか？

審議の結果、他の支援が適当とされる場合もあります。その場合は、在籍学級や特別支援教室「まなびの教室」での支援方法を在籍校と検討していただきます。

就学相談に関するQ&A②

- 入級後に通常の学級に戻ること(転学)はできますか？

ご希望の場合は、在籍校の管理職(校長・副校長)にご相談ください。なお、通常の学級に転学する場合は原則、通学区域の指定校の通常の学級となります。

- 退級(通常の学級への転学)後に特別支援教室「まなびの教室」を利用できますか？

特別支援教室「まなびの教室」の指導が必要であれば、就学相談にお申し込みください。あらためて、就学支援委員会で「まなびの教室」の入級について審議いたします。

就学相談に関するQ&A③

- 新宿区以外で自閉症・情緒障害特別支援学級に通っていた児童・生徒が転入した場合は入級できますか？

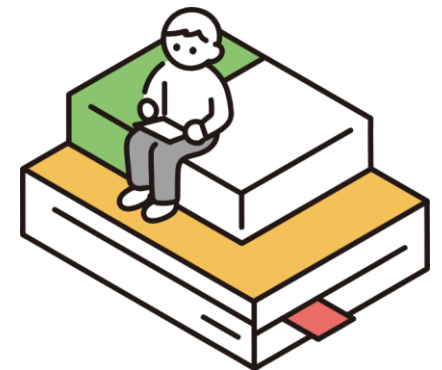
原則として、転入してすぐに入級はできません。転入する前に、早めに、教育委員会事務局教育支援課(03-3232-3074)にご相談ください。

04

学習及び指導内容

学習・指導内容について

- 基本的に通常の学級と同様の教育課程のため、通常の学級と同じ教科書を使って学年相応の授業を行います。一部、障害特性に応じた「**自立活動**」に替えて実施します。
- また、教科によっては、通常の学級の児童・生徒と一緒に「**交流及び共同学習**」として学習することを想定しています。



自立活動について(再掲)

- 「**自立活動**」とは、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための教育活動のことです。社会性の学習内容である「対人関係に関する内容」と「ソーシャルスキルに関する内容」に関連させながら、例えば体の動かし方や話し方、友達と仲良くする方法、自分の気持ちを落ち着かせる方法などを学びます。

交流及び共同学習について

- 各教科や自立活動の指導で獲得した力を、通常の学級との「交流及び共同学習」の中で発揮できるように、児童・生徒の障害の状況、興味・関心、発達の段階、本人の集団適応の状態を十分に考慮し、安全に活動できる内容を設定します。

学習及び指導内容に関するQ&A①

- 異なる学年が在籍することで授業内容はどのように進みますか？

授業の流れを工夫したり、複数の教員で指導したりすることや、時間割を調整し、通常の学級の授業に参加することで、個々に応じた指導を実施します。

- 評価はどのように行われますか？

学習評価は、原則として通常の学級と同様に行う予定です。

学習及び指導内容に関するQ&A②

- 行事や校外学習などがありますか？

行事や校外学習は、通常の学級の児童・生徒と一緒に「交流及び共同学習」として行うことを想定しています。児童・生徒の障害の状況等を考慮し、参加方法を検討します。

- クラブ活動や委員会活動、部活動にはどのように参加しますか？

参加の内容は個々の状況に応じて取り組むことができます。

学習及び指導内容に関するQ&A③

●卒業後の進路はどのようなになりますか？

小学校では、一人ひとりの障害の状態や特性を踏まえ、進学先の希望に応じて就学相談を行うことを想定しています。

中学校では、自己の障害特性や、本人の進路希望等に応じた進路指導を行い、高等学校等との情報共有を行っていきます。

学習及び指導内容に関するQ&A④

●教職員は何人配置されますか？

原則として、学級数に応じた教員が配置されます。

- 1学級(8名以内)…教員2名
- 2学級(16名以内)…教員3名
- 3学級(24名以内)…教員4名

また、必要に応じて、講師や特別支援教育介助員の配置も検討します。

05

通学等について

登下校時の送迎について

●小学生について

通学中の安全性等を考慮し、保護者等による送迎が必要です。送迎にあたっては徒歩又は公共交通機関をご利用ください。

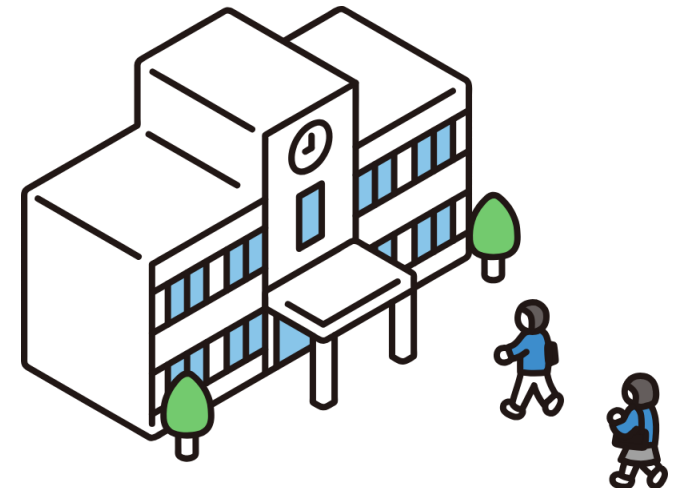
※学年が上がり安全面で問題がないことを確認できるようであれば、学校とご相談ください。

●中学生について

一人で通学することを想定しています。自転車での通学はできませんので、徒歩又は公共交通機関を利用ください。

現在の在籍校から通うことはできるか？

- 設置校への転学が必要です。
- 自閉症・情緒障害特別支援学級では、特別支援学級(固定学級)に在籍することになるため、現在の在籍校に在籍したまま通うことはできません。
- 通学交通費は、就学奨励費の対象となります。入級後、学校を通じて申請することができます。



おわりに

- 本日はご説明会にお越しいただき、ありがとうございました。
- ご不明点は、教育支援課 特別支援教育係までお問い合わせください。

(電話)03-3232-3074

